

綾瀬市認知症等行方不明位置探索サービス事業及び個人賠償責任保険事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症等により行方不明になる可能性がある高齢者等を介護する者が安心して在宅での介護を行うことができる環境を整備するため、行方不明の可能性のある高齢者等の早期発見並びに介護者の精神的、肉体的及び経済的負担の軽減を図ることを目的として実施する認知症等行方不明位置探索サービス事業及び認知症等個人賠償責任保険事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「位置探索事業」とは、次条に規定する対象高齢者にGPS（全地球測位システムをいう。）機能付位置情報探索携帯端末及び付属品（以下「貸与機器」という。）を貸与し、その位置情報を提供し、及び要請に応じて現場に急行する事業をいう。

2 この要綱において「保険事業」とは、次条に規定する対象高齢者が、日常生活に起因する偶然の事故により、他人の身体又は財産に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償の対象とする保険を提供する事業をいう。

3 この要綱において「サービス事業」とは、位置探索事業及び保険事業をいう。

(対象者)

第3条 位置探索事業の対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する高齢者等（以下「対象高齢者」という。）を在宅で介護する者とする。

(1) 市内に住所を有する65歳以上の者で、認知症等により行方不明となる可能性がある高齢者

(2) 市内に住所を有する40歳以上の初老期認知症の者で、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象高齢者としなない。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び同法第29条第1項に規定している有料老人ホームに入所している者並びに医療機関に入院している者

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設及び同条第28項に規定する介護老人保健施設を利用している者

(3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅に入居している者

3 保険事業の対象者は、位置探索事業の利用により貸与機器を貸与された者（位置探索事業の利用を申請し、貸与機器が貸与される予定の者を含む。）を在宅で介護する者とする。

（事業の運用）

第4条 位置探索事業の運用に当たっては、市長が次に掲げる業務を位置探索事業等を行う事業者（以下「事業者」という。）に委託して行うものとする。

(1) 端末機器の貸出及び取扱いに関すること。

(2) 24時間体制で位置探索情報提供サービス及び現場急行サービスをすること。

(3) その他市長が事業の実施に必要と認める業務

2 保険事業の運用に当たっては、市長が締結する個人賠償責任保険契約の保険約款、特約条項等により行うものとする。

（利用申請）

第5条 サービス事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市認知症等行方不明位置探索サービス事業等申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、サービス事業の利用の可否を決定し、綾瀬市認知症等行方不明位置探索サービス事業等利用決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項によりサービス事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）について、サービス事業の提供に必要な事項を事業者及び第4条第2項の保険契約を締結した保険会社（以下「保険会社」という。）に提供するものとする。

（届出義務）

第7条 利用者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに市長に届け出なければ

ならない。

- (1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) サービス事業の利用を必要としなくなったとき。
- (3) 利用者の介護する対象高齢者が施設入所や医療機関入院等により長期不在となったとき。
- (4) 第5条の規定に基づき行った申請の内容に変更を生じたとき。

(利用の取消)

第8条 市長は、前条第1号から第3号に該当する届出を受けたとき及び次の各号のいずれかに該当するときは、サービス事業の利用決定を取り消し、綾瀬市認知症等行方不明位置探索サービス事業等利用取消通知書（第3号様式）により、当該利用者並びに事業者及び保険会社に通知するものとする。

- (1) この事業の目的以外に貸与機器を使用したとき。
- (2) その他市長がサービス事業を利用することが不相当と認めたとき。

2 前項の規定による通知を受けた利用者は、速やかに貸与機器を返却しなければならない。

(費用負担)

第9条 利用者は、別表に定める利用者負担金に消費税を加えた金額を、第6条の通知の日から起算して14日以内に市へ支払うものとする。

2 利用者は、前項の利用者負担金のほか、貸与機器使用中において、位置情報提供（月額利用料金に含まれているものを除く。）若しくは現場急行の利用又はバッテリー交換をした場合は、定められた利用料金を事業者を支払わなければならない。

(機器の使用等)

第10条 利用者は、最善の注意をもって貸与機器を使用するものとする。

2 利用者は、貸与機器を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出るものとし、現状に復するための実費を負担しなければならない。

(事故発生時の報告)

第11条 利用者は、第4条第2項の個人賠償責任保険契約に該当する事故が起きたときは、別に定める事故報告書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の事故報告書の提出を受けたときは、保険会社が指定する受付窓口当該事故報告書を提出するものとする。

3 保険会社は、前項の規定による事故報告書の提出を受けたときは、随時その対応状況を市長に報告するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、サービス事業の円滑な運営を図るため、綾瀬市認知症等行方不明SOSネットワーク事業への登録を勧奨するものとし、当該事業との連携を図り、関係機関等の協力を得るよう努めなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の要綱に基づき令和5年3月31日以前に利用した位置探索サービスの費用負担等については、なお従前の例による。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第9条関係）

利用者世帯の区分	利用者負担金（加入時のみ）
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（単給世帯を含む。）	0円
利用者の属する世帯が住民税非課税世帯	1,125円
利用者の属する世帯が住民税課税世帯	2,250円

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市認知症等行方不明等位置探索サービス事業等利用申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

綾瀬市認知症等行方不明位置探索サービス事業及び個人賠償責任保険事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

認知症等行方不明位置探索サービス事業等の利用決定事務に当たり、申請者の属する世帯の市民税課税状況を課税台帳により確認することについて同意します。また、本事業の実施に当たり、申請書の写し及び利用決定内容を委託事業者及び保険会社に提供することについて同意します。

利用者 （申請者）	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	綾瀬市	電話番号	()
	対象高齢者 との続柄		備考	

（端末を所持される方） 対象高齢者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名		性別	男・女
	住所	綾瀬市	電話番号	()
	SOSネットワーク登録	有・同時申請・無	賠償責任保険の 付加希望	有・無
備考				

※植込み型心臓ペースメーカーを装着している方は、御利用できません。

第2号様式（第6条関係）

綾瀬市認知症等行方不明位置探索サービス事業等利用決定（却下）通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のあった位置探索サービス事業等の利用について、次のとおり決定したので通知します。

(端末を所持する方) 対象高齢者	氏 名		
	生年月日	年	月 日
	住 所	綾瀬市	
決定区分	<input type="checkbox"/> 利用が決定しました <input type="checkbox"/> 利用は認められません		
費用の負担	加入時の利用者負担金 円（消費税を含む。）を2週間以内に納めてください。また、位置情報提供・現場急行・バッテリー交換の利用により生じた料金については、直接サービス事業者に納めてください。		
サービス事業者	所在地		
	名 称		
	電話番号		
利用にあたっての遵守事項	1 要綱第7条各号に該当したときは、直ちに市に報告すること。 2 機器の現状を変更したり、第三者に転貸しないこと。 3 機器を損傷又は亡失したときは直ちに市に報告し、原状回復の実費を弁償すること。		
備 考	端末機器の貸与、取扱方法については、別途委託事業者から連絡します。		

第3号様式（第8条関係）

綾瀬市認知症等行方不明位置探索サービス事業等利用取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

位置探索サービス事業等の利用について、次のとおり取り消したので通知します。

利用者住所	
氏 名	
電話番号	
対象者氏名	
生年月日	年 月 日
住 所	綾瀬市
取消理由	
備 考	